

本書の特色

- 1 具体的運用については質疑応答形式を採用！
「教育職員免許法」から「同法施行法施行規則」までを質疑応答形式で逐条的に解説し、担当者の理解を深めます。
- 2 免許状が取得できる認定課程一覧を掲載！
教員の免許状授与の資格を得ることができる、大学等の課程一覧の最新情報を掲載し、利用者の便を測ります。

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◇法改正や最新事例の追加等によって「台本（原本）」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」（有料）と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

■何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができます。

■追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できます。

■法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的です。

追録は購入しなければならないの？

◇常に最新内容でご利用いただけるよう、台本の購入以降に発行される追録（有料）のご購読もお願いしています。

◇追録は、お客様からお届けの停止（購読中止）のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。

◇ご利用条件については、商品ごとの「利用規約（規程）」にてご案内しています。

◇年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

◇お申し込み方法は以下からお選びください。

●下記フリーダイヤルにてお申し込みください。

●弊社ホームページにてお申し込みください。
※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。

●本カタログと併せてお届けした申込書にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。

●お客様の地域を担当する弊社社員にお申し込みください。

◇お支払い方法（一括払い・分割払い等）やお支払いの時期については、申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

購入後のメンテナンスは？

◇追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧にメンテナンス（加除作業）を行います。

◇その他、「書籍のページが欠落した」「バインダーが壊れた」等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込み
追録差し替えのご依頼は

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

ホームページからのお申し込みは
<https://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規

検索

CLICK!

※弊社担当社員に直接ご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル（TEL）：受付時間は土・日・祝日を除く9:00～17:30とさせていただきます。
※フリーダイヤル（FAX）：24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

免許（617878）202209 RS

教員養成・免許制度を総合的に解説した 関係者必携の指針書！！ 教員免許ハンドブック

教員養成・免許制度研究会 編集



第一法規 株式会社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560



体裁 A5判・加除式・全2巻
定価66,000円(本体60,000円+税10%)

「教育職員免許法」を条文に沿いながら解説し、本法のただしい理解を深めます。

第1巻 法令・解説編 〇法令編

第1章 教育職員免許制度

第1節 相当免許主義

- 一 この法律の趣旨及び目的／二 教育職員等の定義／
(一) 教育職員の定義／(二) 免許管理者の定義

第2節 免許状の種類及び効力

- 一 免許状の種類／二 免許状の教科・特別支援教育領域

第2章 大学における養成による免許状の授与

第1節 普通免許状の授与

第2節 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭の普通免許状の授与（別表第一による授与）

第3節 養護教諭の普通免許状の授与（別表第二による授与）

第4節 栄養教諭の普通免許状の授与（別表第二の二による授与）

第3章 教育職員検定による免許状の授与

第1節 教育職員検定

第2節 他の種類の教諭の普通免許状の授与（別表第三による授与）

第3節 中学校及び高等学校の他の教科の教諭の普通免許状の授与（別表第四による授与）

第5節 養護教諭の普通免許状の授与（別表第六による授与）

第4章 教員資格認定試験による免許状の授与

第1節 教員資格認定試験

第2節 中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与

第3節 教科の領域の一部に係る事項についての高等学校教諭の普通免許状の授与

第5章 幼稚園教員の免許状

第1節 免許状の種類

第2節 大学における養成による免許状の授与

- 一 二種免許状の授与／二 一種免許状の授与

第3節 教育職員検定による免許状の授与

- 一 他の種類の免許状の授与

第6章 小学校教員の免許状

第1節 免許状の種類

第2節 大学における養成による免許状の授与

第3節 教育職員検定による免許状の授与

- 二 特別免許状の授与

第4節 教員資格認定試験による免許状の授与

第7章 中学校教員の免許状

第1節 免許状の種類

第2節 大学における養成による免許状の授与

第3節 教育職員検定による免許状の授与

- 一 他の種類の免許状の授与／二 他の教科の免許状の授与／
三 職業実習の免許状の授与／四 特別免許状の授与

第8章 高等学校教員の免許状

第1節 免許状の種類

第2節 大学における養成による免許状の授与

第3節 教育職員検定による免許状の授与

- 一 他の種類の免許状の授与／二 他の教科の免許状の授与

第4節 教員資格認定試験による免許状の授与

第9章 特別支援学校の教員の免許状

第1節 免許状の種類

第2節 大学における養成による免許状の授与

第3節 教育職員検定による免許状の授与

第4節 教員資格認定試験等による免許状の授与

第5節 免許状に定められることとなる特別支援教育領域の追加

目次（抜粋）

第10章 養護教員の免許状

第1節 免許状の種類

第2節 大学における養成による免許状の授与

第3節 教育職員検定による免許状の授与

- 一 他の種類の免許状の授与

- (一) 二種免許状の授与

第11章 栄養教諭の免許状

第1節 免許状の種類

第2節 大学における養成による免許状の授与

第3節 教育職員検定による免許状の授与

- 一 他の種類の免許状の授与

- (一) 二種免許状の授与

第12章 免許状の授与手続

第1節 証明書の発行

第2節 授与の場合の原簿記入等

第3節 免許状の書換、再交付

第4節 手数料

第13章 免許状の失効及び取上げ

第1節 免許状の失効

- 一 免許状の失効

- 二 失効事由

- 三 免許状の返還

第2節 免許状の取上げ

- 一 免許状の取上げ

- 二 取上げ事由

- 三 取上げ処分

第3節 聴聞

- 一 行政手続法

- 二 行政手続法上の聴聞

- 三 聴聞の方法の特例

第4節 失効等の場合の公告等

第5節 失効等の場合の所轄庁による免許管理者への通知

第14章 監督

第15章 罰則

一 罰則

- 二 第21条に規定する罰則

- 三 第22条に規定する罰則

- 四 第23条に規定する罰則

第16章 教職課程の認定

一 教職課程の認定制度

- (一) 認定の手続

- (二) 認定の基準

二 免許法認定講習、免許法認定公開講座及び免許法認定通信教育

第17章 戦前の教員養成・免許制度

第1節 戦前の教員養成制度の沿革

第2節 戦前の教員免許制度の沿革

第18章 教員免許更新制の導入について

第1節 教員免許更新制の目的

第2節 教員免許更新制の内容

第3節 法律の施行以前に免許状を授与された者の取扱い

第4節 免許状更新講習について

〇解釈事例編

第1章 教育職員免許法

第2条 ◎「教育職員」の定義 ◎「講師」の定義

第3条 ◎校長の授業担任と業務発令の要否

第4条 ◎免許教科の外国語は国を前提としているか

第5条 ◎教員免許状の失効時における取扱い

第6条 ◎教育職員検定に関することは管理運営事項か

第2章 教育職員免許法施行規則

第2条 ◎教科に関する科目は一般的包括的でないといけないか

第3条 ◎最低習得単位数の充足方法

第4条 ◎大学の授業科目と免許法上の科目の関係

第6条 ◎教職に関する科目の流用 ◎教育実習の期間

第7条 ◎特別支援学級における教育実習の可否

第3章 教育職員免許法施行法

第1条 ◎旧師範学校在学中入営した者の取扱い

◎旧朝鮮国民学校教員第三種試験合格者の取扱い

第2条 ◎施行法第2条の学力の検定の方法

◎同一学歴、同一資格の条項による申請の取扱い

◎第一級総合無線通信士の資格所有者の取扱い

第4章 教育職員免許法施行法施行規則

第1条 ◎免許教科国語を旧中級免の書道に相当する教科とできるか

◎一度授与した免許教科を変更できるか

第2条 ◎工業と工業実習の授与申請を行った者の取扱い

◎施行法第2条1項15号該当者の取扱い

第3条 ◎施行法第2条1項の表上欄の相当学校の教員は校長を含むか

内容見本

第一章 教育職員免許法 第十条		〔教育職員免許法第十条第一項関係〕	
A	免許状が失効したとき、又は、取上げ処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を本人に通知するとともに、官報公告を行う等免許法第一三條に定める措置を取らなければならないが、免許状そのものを返納させるに際し、強制的な手段をとることができない。	Q	免許状の原本を有するにもかかわらず、法第一〇條第二項の規定に基づく返納命令、又は同法第一〇條の規定に基づく取上げ処分により本人が拒まない場合、これらの免許状の原本を返納させ、又は、取上げる強制手段はないと解してよい。
第二章 教育職員免許法施行規則 第十条		〔教育職員免許法施行規則第十条第一項関係〕	
A	免許状が失効したとき、又は、取上げ処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を本人に通知するとともに、官報公告を行う等免許法第一三條に定める措置を取らなければならないが、免許状そのものを返納させるに際し、強制的な手段をとることができない。	Q	教員が禁錮以上の刑の罰を受け、懲戒に処せられた後に刑が確定した場合、その有する免許状を返納させる免許管理者は、新旧いずれの都道府県の教育委員会からか。
第三章 教育職員免許法施行法 第十条		〔教育職員免許法施行法第十条第一項関係〕	
A	免許状が失効したとき、又は、取上げ処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を本人に通知するとともに、官報公告を行う等免許法第一三條に定める措置を取らなければならないが、免許状そのものを返納させるに際し、強制的な手段をとることができない。	Q	免許状が失効したとき、又は、取上げ処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を本人に通知するとともに、官報公告を行う等免許法第一三條に定める措置を取らなければならないが、免許状そのものを返納させるに際し、強制的な手段をとることができない。

1 国立大学		〔免許四六六〕	
A	免許状が失効したとき、又は、取上げ処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を本人に通知するとともに、官報公告を行う等免許法第一三條に定める措置を取らなければならないが、免許状そのものを返納させるに際し、強制的な手段をとることができない。	Q	免許状が失効したとき、又は、取上げ処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を本人に通知するとともに、官報公告を行う等免許法第一三條に定める措置を取らなければならないが、免許状そのものを返納させるに際し、強制的な手段をとることができない。
2 公立大学		〔免許四六六〕	
A	免許状が失効したとき、又は、取上げ処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を本人に通知するとともに、官報公告を行う等免許法第一三條に定める措置を取らなければならないが、免許状そのものを返納させるに際し、強制的な手段をとることができない。	Q	免許状が失効したとき、又は、取上げ処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を本人に通知するとともに、官報公告を行う等免許法第一三條に定める措置を取らなければならないが、免許状そのものを返納させるに際し、強制的な手段をとることができない。
3 私立大学		〔免許四六六〕	
A	免許状が失効したとき、又は、取上げ処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を本人に通知するとともに、官報公告を行う等免許法第一三條に定める措置を取らなければならないが、免許状そのものを返納させるに際し、強制的な手段をとることができない。	Q	免許状が失効したとき、又は、取上げ処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を本人に通知するとともに、官報公告を行う等免許法第一三條に定める措置を取らなければならないが、免許状そのものを返納させるに際し、強制的な手段をとることができない。